

中間決算に係る説明書類

事業年度 自 平成 25 年 4 月 1 日
(第 6 期中) 至 平成 25 年 9 月 30 日

地方公共団体金融機構

目 次

【表紙】	1
第一部【法人情報】	2
第1【法人の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	3
3【従業員の状況】	3
第2【事業の状況】	4
1【業績等の概要】	4
2【対処すべき課題】	16
3【事業等のリスク】	28
4【経営上の重要な契約等】	30
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	30
第3【設備の状況】	30
1【主要な設備の状況】	30
2【設備の新設、除却等の計画】	31
第4【機構の状況】	31
1【出資金等の状況】	31
2【役員の状況】	31
第5【経理の状況】	32
【中間財務諸表等】	33
(1)【中間財務諸表】	33
①【中間貸借対照表】	33
②【中間損益計算書】	34
③【中間純資産変動計算書】	35
④【中間キャッシュ・フロー計算書】	37
(2)【主な資産及び負債の内容】	77
(3)【その他】	77
第6【機構の参考情報】	77
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	中間決算に係る説明書類（平成 25 年度中間期）
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 19 条
【事業年度】	第 6 期中（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日）
【法人名】	地方公共団体金融機構 （旧法人名 地方公営企業等金融機構）
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities （旧英訳名 Japan Finance Organization for Municipal Enterprises）
【代表者の役職氏名】	理事長 渡 邊 雄 司
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 高 橋 秀 禎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 高 橋 秀 禎
【縦覧に供する場所】	主たる事務所のほかに該当ありません

（注）当機構は平成 20 年 8 月 1 日に設立され、平成 20 年 10 月 1 日に、地方公営企業等金融機構法（平成 19 年法律第 64 号。以下「機構法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫の一切の権利及び義務（同条第 2 項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始いたしました。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 10 条）第 5 条の規定による機構法の改正により、平成 21 年 6 月 1 日から法人名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【法人情報】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

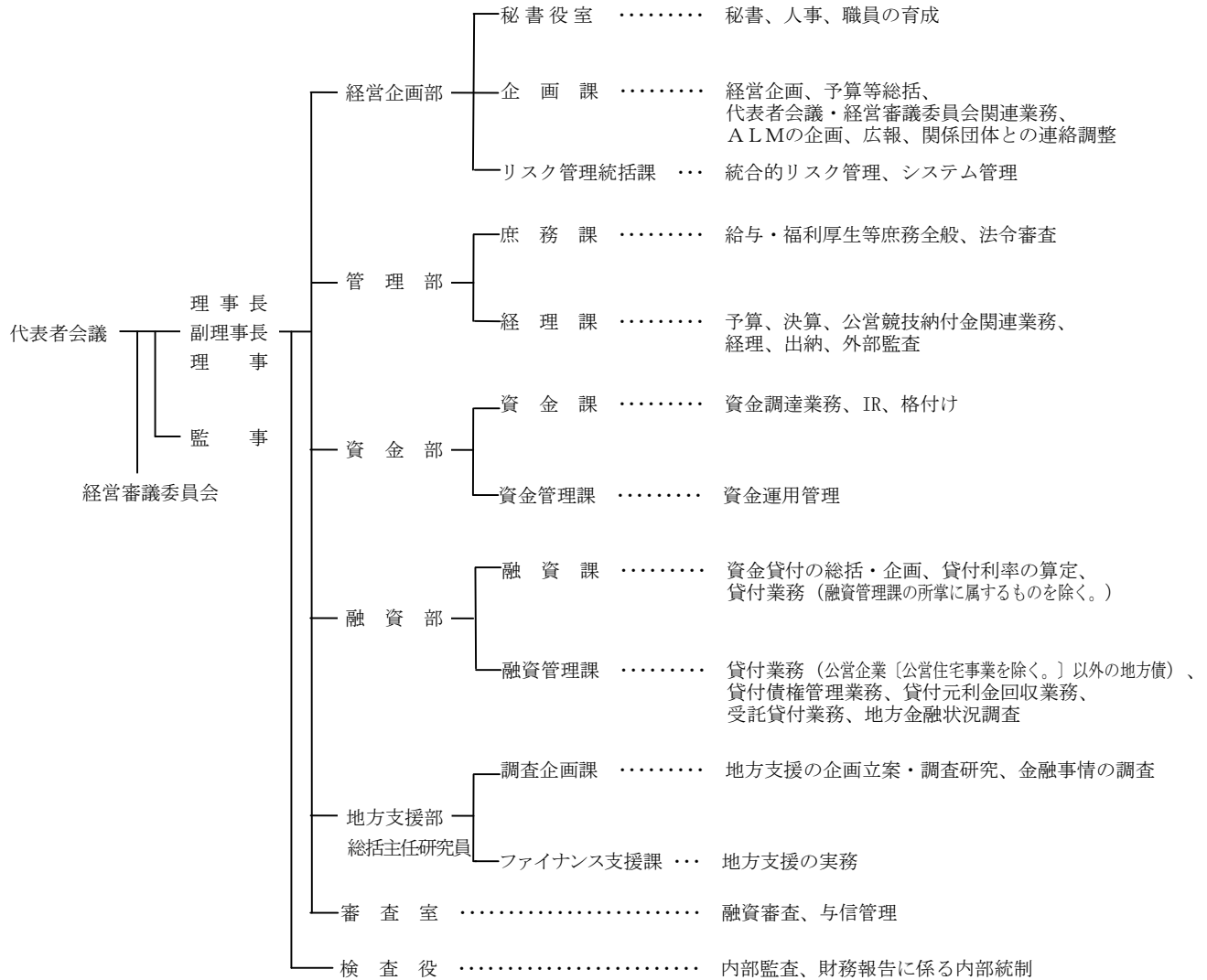
回次 決算年月	第4期中 平成23年9月	第5期中 平成24年9月	第6期中 平成25年9月	第4期 平成24年3月	第5期 平成25年3月
経常収益 (百万円)	259,307	246,674	233,351	511,805	487,146
経常利益 (百万円)	118,881	110,005	98,362	230,055	213,070
当期純利益 (百万円)	11,176	10,714	13,122	21,632	20,828
出資金 (百万円)	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額 (百万円)	83,361	104,666	127,484	93,696	113,520
総資産額 (百万円)	23,567,505	23,848,822	23,704,957	23,340,707	23,704,919
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	334,096	861,701	563,047	△43,268	429,597
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△429,477	△108,977	△146,128	△304,944	163,656
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	△350,000	△650,028	3,830	△346,236
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	421,251	574,973	186,158	172,250	419,267
職員数 (人)	88	88	88	87	87

- (注) 1. 当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。
2. 当機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 公営企業金融公庫（以下「公庫」といいます。）の出資金166億円（全額政府出資）については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。当機構の出資金は、全地方公共団体（都道府県・市区町村）の出資によるものであります。

2【事業の内容】

当中間事業年度において、当機構の業務の内容について重要な変更はありません。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 25 年 9 月 30 日現在)



3【従業員の状況】

平成 25 年 9 月現在における当機構の職員数は、88 人となっております。なお、職員の給与については、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

①業績

当中間事業年度の業績は以下のとおりであります。

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は2,333億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,317億円であります。また、経常費用は1,349億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,301億円であります。

この結果、経常利益は983億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰入れ及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額8,700億円と、公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額52億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額905億円及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付金6,500億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は131億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆7,049億円、負債の部につきましては債券等の23兆5,774億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等1,274億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが5,630億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは1,461億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは6,500億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は1,861億円となりました。

②貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成25年度地方債計画については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災対策の強化や地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

その結果、平成25年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額13兆6,878億円規模とされ、そのうち一般会計債は4兆7,966億円、公営企業債は2兆3,200億円、被災施設借換債は50億円、特定被災地方公共団体借換債は1,830億円、臨時財政対策債は6兆2,132億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債、被災施設借換債、特定被災地方公共団体借換債及び臨時財政対策債について、2兆1,720億円が計上されました。

(貸付計画)

平成25年度の貸付計画は、1兆9,800億円といたしました。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、7,401件、1兆172億51百万円の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、61.6%を占めております。

同意・許可前貸付については、貸付けを行わなかったところであります。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかったところであります。

・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、21億61百万円の貸付けを行いました。

(元利金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還(交通事業の地下鉄事業特例債等については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還)の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。当中間事業年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金204,636件、7,605億46百万円、利息238,044件、2,330億2百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金3,636件、1,677億63百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、平成25年度公債費負担対策によるもの及び旧公庫資金により取得した資産の処分に伴うもの等であります。

平成25年9月末における公社貸付を含む長期貸付残高は236,576件、22兆7,575億77百万円で、その事業別残高は11ページの表のとおりであります。

また、平成25年9月末における受託貸付残高は23,117件、3,267億72百万円であります。

平成 25 年度地方債計画資金区分
(通常収支分)

(単位：億円)

項 目	平成 25 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,895	5,282	900	10,713
2 公営住宅建設事業	1,162	499	166	497
3 災害復旧事業	435	435	0	0
4 全国防災事業	0	0	0	0
5 教育・福祉施設等整備事業	3,763	1,991	261	1,511
(1) 学校教育施設等	1,285	845	112	328
(2) 社会福祉施設	295	0	149	146
(3) 一般廃棄物処理	947	797	0	150
(4) 一般補助施設等	686	349	0	337
(5) 施設(一般財源化分)	550	0	0	550
6 一般単独事業	18,634	150	3,486	14,998
(1) 一般	4,252	0	186	4,066
(2) 地域活性化策	400	0	84	316
(3) 防災対策	922	0	194	728
(4) 地方道路等	2,310	0	448	1,862
(5) 旧合併特例	6,200	0	1,307	4,893
(6) 緊急防災・減災	4,550	150	1,267	3,133
7 辺地及び過疎対策事業	3,460	3,088	0	372
(1) 辺地対策	410	410	0	0
(2) 過疎対策	3,050	2,678	0	372
8 公共用地先行取得等事業	457	0	0	457
9 行政改革推進	1,800	0	0	1,800
10 調	100	0	0	100
計	46,706	11,445	4,813	30,448
二 公営企業債				
1 水道事業	3,634	1,868	1,595	171
2 工業用水道事業	250	0	145	105
3 交通事業	1,902	392	557	953
4 電気事業・ガス事業	195	0	115	80
5 港湾整備事業	506	179	40	287
6 病院事業・介護サービス事業	3,432	1,409	987	1,036
7 市場事業・と畜場事業	329	0	74	255
8 地域開発事業	1,055	0	0	1,055
9 下水道事業	11,774	3,380	3,994	4,400
10 観光その他事業	93	0	10	83
計	23,170	7,228	7,517	8,425
合計	69,876	18,673	12,330	38,873
三 被災施設借換債	0	0	0	0
四 特定被災地方公共団体借換債	0	0	0	0
五 臨時財政対策債	62,132	17,086	7,271	37,775
六 退職手当債	1,700	0	0	1,700
総計	133,708	35,759	19,601	78,348

平成 25 年度地方債計画資金区分
(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	平成 25 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	233	169	64
災 害 復 旧 事 業	54	54	0
計	287	223	64
公 営 企 業 債			
水 道 事 業	5	2	3
病院事業・介護サービス事業	5	0	5
市場事業・と畜場事業	2	0	2
下水道事業	18	6	12
計	30	8	22
合 計	317	231	86
被 災 施 設 借 換 債	50	0	50
特定被災地方公共団体借換債	1,830	0	1,830
総 計	2,197	231	1,966

(2) 全国防災事業

(単位：億円)

項 目	平成 25 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
全 国 防 災 事 業	973	820	153
計	973	820	153
総 計	973	820	153

平成 25 年度地方債計画資金区分
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円)

項 目	平成 25 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,895	5,282	900	10,713
2 公営住宅建設事業	1,395	668	230	497
3 災害復旧事業	489	489	0	0
4 全国防災事業	973	820	153	0
5 教育・福祉施設等整備事業	3,763	1,991	261	1,511
(1) 学校教育施設等	1,285	845	112	328
(2) 社会福祉施設	295	0	149	146
(3) 一般廃棄物処理	947	797	0	150
(4) 一般補助施設等	686	349	0	337
(5) 施設(一般財源化分)	550	0	0	550
6 一般単独事業	18,634	150	3,486	14,998
(1) 一般	4,252	0	186	4,066
(2) 地域活性化策	400	0	84	316
(3) 防災対策	922	0	194	728
(4) 地方道路等	2,310	0	448	1,862
(5) 旧合併特例	6,200	0	1,307	4,893
(6) 緊急防災・減災	4,550	150	1,267	3,133
7 辺地及び過疎対策事業	3,460	3,088	0	372
(1) 辺地対策	410	410	0	0
(2) 過疎対策	3,050	2,678	0	372
8 公共用地先行取得等事業	457	0	0	457
9 行政改革推進	1,800	0	0	1,800
10 調	100	0	0	100
計	47,966	12,488	5,030	30,448
二 公営企業債				
1 水道事業	3,639	1,870	1,598	171
2 工業用水道事業	250	0	145	105
3 交通事業	1,902	392	557	953
4 電気事業・ガス事業	195	0	115	80
5 港湾整備事業	506	179	40	287
6 病院事業・介護サービス事業	3,437	1,409	992	1,036
7 市場事業・と畜場事業	331	0	76	255
8 地域開発事業	1,055	0	0	1,055
9 下水道事業	11,792	3,386	4,006	4,400
10 観光その他事業	93	0	10	83
計	23,200	7,236	7,539	8,425
合 計	71,166	19,724	12,569	38,873
三 被災施設借換債	50	0	50	0
四 特定被災地方公共団体借換債	1,830	0	1,830	0
五 臨時財政対策債	62,132	17,086	7,271	37,775
六 退職手当債	1,700	0	0	1,700
総 計	136,878	36,810	21,720	78,348

当中間事業年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	当中間事業年度貸付額	
		金 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	63,200	75,381	7.4
公営住宅事業	17,700	15,355	1.5
旧緊急防災・減災事業	199,800	182,649	18.0
全国防災事業	400	0	0.0
学校教育施設等整備事業	6,700	3,731	0.4
社会福祉施設整備事業	15,000	16,742	1.6
一般事業	9,500	6,771	0.7
地域活性化事業	5,700	6,321	0.6
防災対策事業	18,100	21,174	2.1
地方道路等整備事業	51,400	58,742	5.8
合併特例事業	158,200	155,357	15.3
緊急防災・減災事業	2,900	0	0.0
計	548,600	542,223	53.4
臨時財政対策債	671,900	191,826	18.8
(一般会計債等分計)	1,220,500	734,049	72.2
公営企業債			
水道事業(上水道)	127,500	7,644	0.8
(簡易水道)	12,600	9,141	0.9
交通事業(一般交通)	2,800	35	0.0
(都市高速鉄道)	38,900	3,361	0.3
病院事業	78,000	4,578	0.4
下水道事業	334,200	141,795	13.9
工業用水道事業	11,800	237	0.0
電気事業	1,700	0	0.0
ガス事業	6,800	19	0.0
介護サービス事業	2,000	1,152	0.1
市場事業	4,900	2,631	0.3
と畜場事業	600	3,069	0.3
駐車場事業	1,700	1,957	0.2
小 計	623,500	175,617	17.2
港湾整備事業	2,900	2,577	0.3
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	100	264	0.0
小 計	3,000	2,841	0.3
計	626,500	178,458	17.5
被災施設借換債	5,000	0	0.0
特定被災地方公共団体借換債	128,000	104,745	10.3
合 計	1,980,000	1,017,251	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	当中間事業年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	218,758	21.5
政令指定都市	66,473	6.5
市及び特別区	626,995	61.6
町村	83,712	8.2
企業団・組合等	21,313	2.1
計	1,017,251	100.0

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	204,241	753,249	237,648	232,024
公社貸付	395	7,297	396	978
計	204,636	760,546	238,044	233,002
長期貸付繰上償還				
一般貸付	3,621	166,152	-	-
公社貸付	15	1,611	-	-
計	3,636	167,763	-	-
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	208,272	928,308	238,044	233,002

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	130,847	0.6	工業用水道事業	216,473	1.0
公営住宅事業	451,035	2.0	電気事業	46,231	0.2
緊急防災・減災事業	263,711	1.2	ガス事業	35,934	0.2
学校教育施設等整備事業	7,266	0.0	介護事業	25,127	0.1
社会福祉施設整備事業	50,979	0.2	市場事業	75,627	0.3
一般事業	37,052	0.2	と畜場整備事業	9,997	0.0
臨時河川等整備事業	138,493	0.6	駐車場整備事業	55,571	0.2
臨時高等学校整備事業	53,572	0.2	港湾整備事業	79,872	0.4
地方道路等整備事業	413,660	1.8	観光施設事業	4,226	0.0
臨時地方道整備事業	2,772,201	12.2	産業廃棄物処理事業	4,186	0.0
地域活性化事業	34,033	0.1	地域開発事業	6,992	0.0
防災対策事業	95,510	0.4	臨時財政対策債	2,835,325	12.5
合併特例事業	698,494	3.1	一般貸付計	22,665,662	99.6
水道事業	3,750,895	16.5	道路公社	91,915	0.4
一般交通事業	10,543	0.0	公社貸付計	91,915	0.4
高速鉄道事業	1,266,601	5.6	合計	22,757,577	100.0
病院事業	653,142	2.9			
下水道事業	8,442,067	37.1			

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末の都道府県別長期貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	280	307,060	5,082	747,483	7,934	214,971	298	25,615	-	-	13,594	1,295,129
青森	213	43,378	1,936	239,369	1,404	47,799	105	13,038	-	-	3,658	343,584
岩手	232	63,598	2,671	262,604	805	33,632	68	3,881	-	-	3,776	363,715
宮城	401	148,909	4,616	369,469	2,624	57,920	128	10,353	-	-	7,769	586,650
秋田	230	33,411	4,543	233,499	1,154	15,548	4	25	-	-	5,931	282,483
山形	257	74,842	2,674	192,535	1,933	39,484	129	3,636	10	88	5,003	310,585
福島	352	79,080	3,426	270,266	2,991	60,024	183	22,556	3	243	6,955	432,170
茨城	469	112,342	6,032	391,247	1,271	39,294	208	18,864	4	594	7,984	562,340
栃木	220	55,491	3,201	226,183	820	27,377	6	3,437	10	635	4,257	313,123
群馬	286	62,941	3,603	208,920	1,794	41,031	25	5,462	-	-	5,708	318,353
埼玉	247	230,518	5,783	580,177	1,532	45,312	225	16,941	16	1,353	7,803	874,301
千葉	394	119,695	4,473	538,325	746	20,091	368	48,763	12	2,457	5,993	729,331
東京	141	198,817	1,901	268,630	199	5,235	26	16,773	-	-	2,267	489,454
神奈川	237	149,681	2,664	864,793	905	31,466	79	106,908	-	-	3,885	1,152,848
新潟	266	45,714	8,232	503,514	875	20,475	126	12,255	-	-	9,499	581,957
富山	282	46,125	3,629	264,985	501	23,413	129	12,787	15	663	4,556	347,973
石川	190	27,735	2,757	234,015	1,174	43,817	14	2,293	-	-	4,135	307,860
福井	262	55,893	2,085	130,366	911	17,324	69	3,983	-	-	3,327	207,566
山梨	153	46,893	3,085	121,883	1,079	18,560	151	6,471	2	142	4,470	193,949
長野	227	48,501	4,258	319,484	3,053	78,499	157	9,251	18	1,226	7,713	456,961
岐阜	203	128,186	4,344	241,005	1,167	37,255	6	880	-	-	5,720	407,325
静岡	368	81,725	4,793	393,513	620	20,857	69	15,030	14	1,084	5,864	512,209
愛知	303	191,872	5,165	718,475	837	25,036	117	6,474	54	36,103	6,476	977,960
三重	415	137,240	3,864	271,557	1,027	28,880	29	2,997	1	2	5,336	440,676
滋賀	227	69,799	4,163	241,818	556	14,539	80	4,855	6	188	5,032	331,199
京都	217	52,927	3,295	450,135	971	26,723	12	3,239	13	1,271	4,508	534,340
大阪	126	81,765	4,826	1,344,854	763	27,695	240	73,354	55	12,493	6,010	1,540,161
兵庫	321	315,922	7,307	899,945	1,778	79,091	456	72,994	62	7,501	9,924	1,375,453
奈良	262	106,370	2,255	153,302	1,713	50,517	12	351	4	1,388	4,246	311,928
和歌山	115	33,441	1,437	167,248	1,178	48,986	28	2,355	-	-	2,758	252,030
鳥取	248	42,502	1,283	97,981	1,831	48,603	23	1,715	-	-	3,385	190,801
島根	217	94,397	2,442	210,399	310	8,950	44	2,190	-	-	3,013	315,935
岡山	307	129,587	4,677	392,866	1,285	33,484	107	25,067	-	-	6,376	581,004
広島	382	139,991	4,306	528,214	921	30,949	3	875	17	8,441	5,629	708,471
山口	437	69,627	4,284	243,262	533	13,128	107	9,298	-	-	5,361	335,314
徳島	202	52,452	1,301	100,694	767	25,307	3	127	-	-	2,273	178,580
香川	247	32,999	2,108	118,458	799	20,289	7	673	-	-	3,161	172,418
愛媛	135	27,937	2,332	200,649	597	22,853	11	1,220	-	-	3,075	252,658
高知	160	71,771	1,391	129,927	611	16,201	6	11,699	3	37	2,171	229,635
福岡	116	102,083	4,400	887,244	1,772	89,847	229	22,612	30	14,855	6,547	1,116,642
佐賀	55	34,097	1,533	149,975	579	29,747	104	13,595	-	-	2,271	227,415
長崎	151	49,723	2,681	259,497	606	18,843	16	1,567	11	542	3,465	330,172
熊本	185	50,448	2,778	220,858	1,490	44,627	27	2,215	10	174	4,490	318,321
大分	129	30,240	2,209	148,992	145	4,643	-	-	-	-	2,483	183,875
宮崎	185	65,202	2,044	156,621	703	20,860	6	525	-	-	2,938	243,208
鹿児島	176	118,957	2,363	176,455	760	19,363	8	1,579	6	434	3,313	316,788
沖縄	242	85,565	1,368	115,016	823	20,476	35	1,670	-	-	2,468	222,728
合計	11,470	4,347,492	161,600	15,986,705	58,847	1,709,019	4,283	622,446	376	91,915	236,576	22,757,577

- (注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(182件、57,313百万円)を含みます。
 2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

③資金調達状況

当中間事業年度における地方金融機構債の発行総額は 8,781 億円（額面）であり、その内訳は 10 年債 2,400 億円、20 年債 500 億円、5 年債 300 億円、スポット債として 3 年債 200 億円、FLIP1,775 億円、MTN プログラム 2,106 億円（円換算後）となっております。なお、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券の発行額は 10 年債 1,500 億円（額面）となっております。

また、公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、既往の政府保証債の借換えについて、政府保証債 10 年債 3,500 億円（額面）、同 8 年債 700 億円（額面）、同 6 年債 1,500 億円（額面）、同 4 年債 1,100 億円（額面）を発行しました。

この結果、当中間事業年度末において、機構債券の発行残高は、19 兆 2,121 億円（額面）、長期借入金の借入残高は 645 億円となっております。

なお、当中間事業年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりであります。

（注）スポット債

スポット債とは、10 年、20 年及び 5 年と異なる年限で、主幹事方式により発行するものです。

（注）FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIP は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

（注）MTN プログラム

MTN（Medium Term Note）プログラムとは、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで債券発行を行うことができるプログラムです。

また、MTN プログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、すべて円建てにしております。

当中間事業年度債券発行状況

（地方金融機構債（公募国内債））

区分 回号	年限	発行額 （億円）	表面利率 （％）	発行価額 （円）	発行日	償還日
第 47 回	10 年	400	0.576	100	H25. 4. 18	H35. 4. 28
第 48 回	10 年	400	0.813	100	H25. 5. 23	H35. 5. 26
第 49 回	10 年	400	0.887	100	H25. 6. 20	H35. 6. 28
第 50 回	10 年	400	0.922	100	H25. 7. 22	H35. 7. 28
第 51 回	10 年	400	0.841	100	H25. 8. 19	H35. 8. 28
第 52 回	10 年	400	0.831	100	H25. 9. 24	H35. 9. 28
第 28 回	20 年	150	1.396	100	H25. 4. 18	H45. 4. 28
第 29 回	20 年	100	1.725	100	H25. 6. 20	H45. 6. 28
第 30 回	20 年	100	1.812	100	H25. 7. 22	H45. 7. 28
第 31 回	20 年	150	1.744	100	H25. 9. 24	H45. 9. 28
第 12 回	5 年	150	0.314	100	H25. 4. 22	H30. 4. 27
第 13 回	5 年	150	0.360	100	H25. 7. 22	H30. 7. 27
第 1 回	3 年	200	0.170	100	H25. 8. 19	H28. 8. 26
F154 回	3 年	90	0.199	100	H25. 4. 25	H28. 6. 20
F155 回	9 年	200	0.618	100	H25. 4. 25	H34. 6. 20
F156 回	13 年	50	0.908	100	H25. 4. 24	H38. 5. 28

F157 回	15 年	30	1.122	100	H25. 4. 25	H40. 4. 25
F158 回	16 年	80	1.226	100	H25. 4. 25	H41. 3. 19
F159 回	15 年	60	1.119	100	H25. 4. 25	H40. 3. 31
F160 回	15 年	30	1.052	100	H25. 4. 26	H40. 5. 26
F161 回	17 年	30	1.257	100	H25. 4. 30	H42. 5. 28
F162 回	15 年	55	1.027	100	H25. 4. 30	H39. 11. 30
F163 回	15 年	30	1.050	100	H25. 4. 30	H40. 4. 28
F164 回	21 年	35	1.552	100	H25. 5. 20	H45. 12. 28
F165 回	3 年	100	0.239	100	H25. 5. 28	H28. 6. 28
F166 回	11 年	30	0.961	100	H25. 5. 28	H36. 5. 28
F167 回	12 年	30	1.048	100	H25. 5. 28	H37. 6. 27
F168 回	16 年	30	1.425	100	H25. 5. 28	H41. 5. 28
F169 回	21 年	35	1.753	100	H25. 5. 28	H46. 5. 26
F170 回	3 年	30	0.243	100	H25. 5. 29	H28. 5. 27
F171 回	8 年	50	0.783	100	H25. 5. 29	H33. 5. 28
F172 回	13 年	30	1.155	100	H25. 5. 29	H38. 5. 29
F173 回	14 年	40	1.276	100	H25. 5. 29	H39. 5. 28
F174 回	25 年	30	1.889	100	H25. 5. 29	H50. 5. 28
F175 回	9 年	200	0.850	100	H25. 7. 24	H34. 9. 20
F176 回	11 年	40	0.929	100	H25. 7. 24	H36. 7. 24
F177 回	15 年	30	1.299	100	H25. 7. 24	H40. 7. 24
F178 回	22 年	30	1.831	100	H25. 7. 24	H47. 7. 27
F179 回	12 年	30	0.991	100	H25. 7. 30	H37. 7. 30
F180 回	7 年	60	0.570	100	H25. 7. 30	H32. 7. 28
F181 回	13 年	50	1.109	100	H25. 7. 30	H38. 7. 28
F182 回	15 年	30	1.309	100	H25. 7. 30	H40. 7. 28
F183 回	19 年	30	1.703	100	H25. 7. 30	H44. 7. 28
F184 回	14 年	40	1.208	100	H25. 7. 30	H39. 8. 27
F185 回	20 年	110	0.50	76.60	H25. 7. 31	H45. 7. 28
F186 回	9 年	30	0.767	100	H25. 8. 27	H34. 8. 26

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTN プログラムによる債券))

区分 回数	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円) ※				
第 35 回	5 年	1.05 億米 \$	105	1.375%	99.952	H25. 4.18	H30. 4.18
第 36 回	5 年	1 億豪 \$	101	3m AUD BBSW + 83bp	100	H25. 5.21	H30. 5.21
第 37 回	1.5 年	2 億米 \$	205	3m USD Libor + 17bp	100	H25. 5.28	H26.11.28
第 38 回	5 年	1 億米 \$	100	3m USD Libor + 50bp	100	H25. 7.11	H30. 7.11
第 39 回	7 年	1 億米 \$	99	3m USD Libor + 65bp	100	H25. 7.22	H32. 7.22
第 40 回	5 年	15 億米 \$	1,496	2.500%	99.855	H25. 9.12	H30. 9.12

※ 円換算後の発行額は回数ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A 号第 39 回	10 年	250	0.640	100	H25. 4.18	H35. 4.18
A 号第 40 回	10 年	250	0.910	100	H25. 5.23	H35. 5.23
A 号第 41 回	10 年	250	0.922	100	H25. 6.20	H35. 6.20
A 号第 42 回	10 年	250	0.937	100	H25. 7.22	H35. 7.21
A 号第 43 回	10 年	250	0.851	100	H25. 8.19	H35. 8.18
A 号第 44 回	10 年	250	0.832	100	H25. 9.24	H35. 9.22

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第 47 回	10 年	600	0.541	100	H25. 4.22	H35. 4.21
第 48 回	10 年	600	0.605	100	H25. 5.16	H35. 5.16
第 49 回	10 年	600	0.882	100	H25. 6.17	H35. 6.16
第 50 回	10 年	600	0.911	100	H25. 7.16	H35. 7.14
第 51 回	10 年	550	0.835	100	H25. 8.14	H35. 8.14
第 52 回	10 年	550	0.801	100	H25. 9.17	H35. 9.15

第 1 回	8 年	700	0.576	100	H25. 9.26	H33. 9.24
第 9 回	6 年	800	0.320	100	H25. 4.25	H31. 4.25
第 10 回	6 年	700	0.385	100	H25. 7.24	H31. 7.24
第 5 回	4 年	550	0.249	100	H25. 6.24	H29. 6.23
第 6 回	4 年	550	0.205	100	H25. 8.29	H29. 8.29

償還方法：満期一括償還

2【対処すべき課題】

当機構は、「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

(2) 地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

(3) 資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

これを踏まえた、平成 25 年度事業実施方針並びに平成 25 年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりであります。

①平成 25 年度事業実施方針

平成 25 年度の地方公共団体金融機構の事業実施については、東日本大震災からの復旧・復興、全国的な防災対策、地域活性化への取組、インフラの整備・更新等地域の課題に対応した様々な事業に対し、機構資金を安定的に供給することが求められている。

また、順調な経営状況を踏まえ、公庫債権金利変動準備金について昨年度に引き続き、今年度 6,500 億円を法律の規定に基づき国庫納付を行い、地方交付税を通じて地方財政に貢献することとなっている。

こうした状況を踏まえ、今年度においても多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、地方公共団体における民間金融機関等からの資金調達等に関し積極的な支援を実施できるよう体制を強化し、「地方の、地方による、地方のための」機構としてその使命を十分に果たすことを目指す。

I 平成 25 年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

特に、東日本大震災からの復旧・復興に向けた地方公共団体の取組をできる限り支援するとともに、大震災を教訓として全国的に展開される防災・減災等の事業を引き続き積極的に推進する。

2. 平成 25 年度貸付計画の概要

平成 25 年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 19,601 億円、東日本大震災分 2,119 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、19,800 億円を計上する（平成 24 年度貸付計画額 18,010 億円から 1,790 億円、9.9%の増。詳細は表 1 のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業債、地域活性化事業債、防災対策事業債、地方道路等整備事業債、合併特例事業債及び緊急防災・減災事業債、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等債、公営住宅事業債、旧緊急防災・減災事業債、全国防災事業債、学校教育施設等整備事業債及び社会福祉施設整備事業債の事業種別に応じ、所要額を計上する。

また、一般事業債において、施設建替え復旧関連事業を新たに貸付対象とする。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) 被災施設借換債の確保

下記 5 のとおり、旧公営企業金融公庫資金及び機構資金に係る被災施設借換債について、50 億円を計上する。

(5) 特定被災地方公共団体借換債の確保

下記 6 のとおり、旧公営企業金融公庫資金に係る特定被災地方公共団体借換債について、1,280 億円を計上する。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還年限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

4. 審査

市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。
また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握など与信管理の一層の充実を図る。

5. 被災繰上償還のための借換債

旧公営企業金融公庫資金及び機構資金によって取得した施設が東日本大震災等により滅失し繰上償還を行う場合、その財源に充てるために起こされる被災施設借換債に機構資金の貸付けを行う（民間等資金により難しい事情がある場合に限る）。

6. 特定被災地方公共団体における借換債

東日本大震災の特定被災地方公共団体における復旧・復興を支援するため、平成 25 年度限りの措置として、年利 4 %以上の旧公営企業金融公庫資金について補償金免除繰上償還を行う場合、その財源に充てるために起こされる特定被災地方公共団体借換債に機構資金の貸付けを行う。

平成25年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

分 事業等名	区	平成25年度	平成24年度	差引	増減率	【参考】
		計画額 (A)	計画額 (B)	(A)-(B) (C)	(C) / (B) × 100	平成25年度 地方債 計画計上額
一 般 会 計 債	公 共 事 業 等	632	428	204	47.7	900
	公 営 住 宅 事 業	177	167	10	6.0	230
	旧緊急防災・減災事業	1,998	848	1,150	135.6	-
	全 国 防 災 事 業	4	-	4	皆 増	153
	学校教育施設等整備事業	67	3	64	2,133.3	112
	社会福祉施設整備事業	150	176	△ 26	△ 14.8	149
	一 般 事 業	95	97	△ 2	△ 2.1	186
	地 域 活 性 化 事 業	57	77	△ 20	△ 26.0	84
	防 災 対 策 事 業	181	231	△ 50	△ 21.6	194
	地方道路等整備事業	514	929	△ 415	△ 44.7	448
	合 併 特 例 事 業	1,582	1,495	87	5.8	1,307
	緊急防災・減災事業	29	-	29	皆 増	1,267
	計	5,486	4,451	1,035	23.3	5,030
臨時財政対策債	6,719	6,715	4	0.1	7,271	
(一般会計債等分 計)	12,205	11,166	1,039	9.3	12,301	
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)	1,275	1,233	42	3.4	1,454
	水道事業(簡易水道)	126	133	△ 7	△ 5.3	144
	交通事業(一般交通)	28	40	△ 12	△ 30.0	37
	交通事業(都市高速鉄道)	389	498	△ 109	△ 21.9	520
	病 院 事 業	780	754	26	3.4	967
	下 水 道 事 業	3,342	3,376	△ 34	△ 1.0	4,006
	工 業 用 水 道 事 業	118	137	△ 19	△ 13.9	145
	電 気 事 業	17	13	4	30.8	23
	ガ ス 事 業	68	51	17	33.3	92
	介 護 サ ー ビ ス 事 業	20	18	2	11.1	25
	市 場 事 業	49	83	△ 34	△ 41.0	68
	と 畜 場 事 業	6	6	0	0.0	8
	駐 車 場 事 業	17	17	0	0.0	9
	小計	6,235	6,359	△ 124	△ 1.9	7,498
港 湾 整 備 事 業	29	32	△ 3	△ 9.4	40	
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	1	3	△ 2	△ 66.7	1	
小計	30	35	△ 5	△ 14.3	41	
計	6,265	6,394	△ 129	△ 2.0	7,539	
公 営 企 業 借 換 債	-	300	△ 300	皆 減	-	
被 災 施 設 借 換 債	50	150	△ 100	△ 66.7	50	
特定被災地方公共団体借換	1,280	-	1,280	皆 増	1,830	
計	19,800	18,010	1,790	9.9	21,720	

注1) 事業等名は、平成25年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。

注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計3,530億円を計上した。

Ⅱ 平成 25 年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信託を維持しながら資金調達を行う。

(1) 資金調達手段の多様化

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。国内債については、特に 10 年債を定例的に発行するとともに、F L I P (Flexible Issuance Program) による機動的な債券発行を行うほか、国外債については、ベンチマーク債を継続的に発行する。

③ 多様な市場における債券発行

J F M ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

② 積極的な I R の実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信託を維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等の I R を積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対する I R についても積極的に実施する。

③ 半期ごとの債券発行計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の債券発行計画を策定し公表するとともに、年度中の 9 月においても下半期の債券発行計画を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 平成 25 年度債券発行計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、平成 25 年度においては、表 2 のとおり公募債を 12,000 億円発行する予定。また、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券を 3,000 億円発行する予定。

(2) 公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 25 年度においては、公庫債権金利変動準備金 6,500 億円を国に納付するために必要な資金について、政府保証債の発行により確保することも踏まえ、表 2 のとおり 12,800 億円を発行する予定。

(表 2)

平成 25 年度債券発行計画

1. 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	平成 25 年度	平成 24 年度
国内債	9,800 億円	9,700 億円
10 年債	4,800 億円	4,500 億円
20 年債	1,200 億円	1,600 億円
5 年債	500 億円	800 億円
スポット債	500 億円	2,800 億円
F L I P	2,800 億円	
国外債	2,200 億円	1,300 億円
計	12,000 億円	(注) 11,000 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

(注) 平成 24 年度の年間発行予定額は、平成 24 年 11 月に 12,000 億円以内に見直している。

(2) 地方公務員共済組合連合会による引受

債券の種類	平成 25 年度	平成 24 年度
10 年債	3,000 億円	3,000 億円

2. 政府保証債

債券の種類	平成 25 年度	平成 24 年度
10 年債	6,800 億円	4,900 億円
8 年債	2,000 億円	—
6 年債	2,900 億円	3,200 億円
4 年債	1,100 億円	2,200 億円
計	12,800 億円	10,300 億円

※国の平成 25 年度予算案成立が前提。

Ⅲ 平成 25 年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 災害対策

東日本大震災等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払いと融資）を着実に実施できる体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

IV 平成25年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

地方公共団体のニーズにあわせて、民間金融機関等からの資金調達などに関し、必要な支援を実施する。

2. 平成25年度地方支援業務の概要

人材育成、調査研究、実務支援、情報発信の4つを業務の柱とする。

近年、地方公共団体のニーズが複雑・多様化するとともに、支援要請件数が増加していることを踏まえ、金融専門知識や経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーを増員するなど支援体制を強化するとともに、支援内容の一層の充実を図る。

(1) 人材育成

地方公共団体の職員が、各団体において、最適な資金調達・資金運用を実現する上で必要不可欠な金融知識を習得するための研修会や出前講座を実施する。

① 研修会の開催

資金調達・資金運用に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修会を、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催等により実施する。

② 出前講座の開催

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、個別の要望に応じたテーマで講義を実施する。

③ 実務テキスト

資金調達等に係る基礎的な知識に関するテキストを作成し、ホームページ等を通じて公表する。

(2) 調査研究

地方公共団体の資金調達等や地方財政における金融の意義・役割など、地方金融に関する総合的な研究を実施し、その成果を地方公共団体へ還元する。

① 調査研究の実施

研究者、シンクタンク等との連携強化を図りつつ、地方公共団体の業務向上に資するテーマについて調査研究を実施する。

② フォーラム等の開催

地方公共団体の資金調達等のあり方など地方金融に関する総合的な研究を推進するため、東京大学と共同で平成 22 年度下半期から平成 25 年度上半期まで開設した寄付講座について、平成 27 年度末まで延長するとともに、その研究や議論の成果を地方公共団体に還元するため、引き続き、フォーラム等を開催する。

(3) 実務支援

地方公共団体からの資金調達等に関する支援要請に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーや特定のテーマに知見を有する専門家の派遣などにより、きめ細かな支援を提供する。

① 資金調達に係る実務支援

地方公共団体が抱える資金調達・資金運用に係る具体的な課題や疑問に対して、自治体ファイナンス・アドバイザーが、電話やメール、訪問などの方法によって個別に助言を行う。

② 住民参加型市場公募地方債発行支援

住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行う。

③ 地方公営企業会計制度見直し支援

都道府県等が開催する実務相談会に対し、公認会計士等の専門家を派遣することなどを通じ、平成 26 年度予算・決算から適用される新会計基準への円滑な移行を支援する。

(4) 情報発信

ホームページやリーフレットなどを効果的に活用することにより情報発信を強化し、地方支援業務を積極的に周知するとともに、地方公共団体が資金調達等を行う上で参考となる経済・金融データ、金融知識、事例などを提供する。加えて、地方公共団体のニーズを掘り起こし、地方支援業務のさらなる充実を図る。

V 平成 25 年度のシステム投資について

1. 基本的な考え方

「公庫から機構への安定的なシステム移行」が終了したことから、業務の拡充・高度化に対応した効率的かつ合理的なシステムを確立するため、業務フローの見直しと併せたシステムの抜本的見直しを行い、平成 26 年 7 月の新システムへの完全移行を目標に、取組を進める。

2. 平成 25 年度システム投資方針

平成 23 年度に策定した「業務・システムの抜本的見直し計画」に沿って、順次システム開発を進めており、平成 25 年度においては、平成 24 年度に確定した新システムの要件定義に基づき作成・テストを行う。

なお、当該計画以外の個別のシステム改修については、制度改正への対応等、必要最小限のものとする。

VI 平成 25 年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の充実強化を図る。

2. 平成 25 年度における組織・体制の充実強化

(1) 地方支援業務を本格展開して約 2 年経過するが、地方支援業務に対する地方公共団体のニーズが複雑・多様化するとともに、要件件数も増加していることに対応し、一層きめ細かな支援を行うため、従来の「経営企画部地方支援課」を改組して「地方支援部」を設置し、同部内に「調査企画課」及び「ファイナンス支援

課」を置く。

(2) 高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに地方三団体の協力を得て、地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対してOJT研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

②平成25年度事業計画

- 1 平成25年度における貸付金は、1,980,000百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙1のとおりとする。
- 2 平成25年度における貸付回収金は、1,718,424百万円を予定している。
- 3 平成25年度における地方公共団体金融機構債券の発行は、非政府保証機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会の引受による債券）1,500,000百万円、政府保証機構債1,280,000百万円、合計2,780,000百万円を予定しており、種類別の債券発行計画額は別紙2のとおりとする。
- 4 平成25年度における債券償還金は、2,164,070百万円を予定している。
- 5 平成25年度における地方公共団体の資金調達に関する支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報発信の実施を予定している。
- 6 平成25年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,242百万円を予定している。

(別紙1)

平成25年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	632
公営住宅事業	177
旧緊急防災・減災事業	1,998
全国防災事業	4
学校教育施設等整備事業	67
社会福祉施設整備事業	150
一般事業	95
地域活性化事業	57
防災対策事業	181
地方道路等整備事業	514
合併特例事業	1,582
緊急防災・減災事業	29
計	5,486
公営企業債	
水道事業（上水道）	1,275
水道事業（簡易水道）	126
交通事業（一般交通）	28
交通事業（都市高速鉄道）	389
病院事業	780
下水道事業	3,342
工業用水道事業	118
電気事業	17
ガス事業	68
介護サービス事業	20
市場事業	49
と畜場事業	6
駐車場事業	17
港湾整備事業	29
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	1
計	6,265
被災施設借換債	50
特定被災地方公共団体借換債	1,280
臨時財政対策債	6,719
合計	19,800

(別紙2)

平成25年度 債券発行計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	発行計画額
国内債	9,800 億円
10年債	4,800 億円
20年債	1,200 億円
5年債	500 億円
スポット債	500 億円
FLIP	2,800 億円
国外債	2,200 億円
計	12,000 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

(2) 地方公務員共済組合連合会による引受

債券の種類	発行計画額
10年債	3,000 億円

2 政府保証債

債券の種類	発行計画額
10年債	6,800 億円
8年債	2,000 億円
6年債	2,900 億円
4年債	1,100 億円
計	12,800 億円

③平成25年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	5,064,385
貸付金	1,980,000
債券償還金	2,164,070
事業損金	268,711
事務費	2,191
支払利息	259,838
債券発行費	6,378
元利金支払手数料	303
固定資産取得費	1,594
国庫納付金	650,000
その他	11
資金収入合計	4,961,519
貸付回収金	1,718,424
地方公共団体金融機構債券	2,780,000
事業益金	458,372
公営競技納付金	3,500
雑収入	1,223
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△102,867
前期末現金預け金等	1,021,816
期末現金預け金等	918,950

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

④平成25年度予算

平成 25 年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券の限度額は、3,155,000百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。
- 4 理事長は、第1項に規定する地方公共団体金融機構債券の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から既に発行している債券の金額を差し引いた額を限度として、長期借入金をすることができる。

2. 平成25年度 予定損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	460,895
資金運用収益	458,863
貸付金利息	457,772
有価証券利息及び預け金利息	636
その他の受入利息	456
役務取引等収益	117
その他経常収益	1,915
地方公共団体健全化基金受入額	1,900
その他の経常収益	15
経常費用	272,334
資金調達費用	263,156
債券利息	262,949
借入金利息	207
役務取引等費用	289
その他業務費用	6,074
営業経費	2,815
人件費	860
業務費	1,160
その他の営業経費	795
経常利益	188,561
特別利益	880,494
公庫債権金利変動準備金取崩額	870,000
利差補てん積立金取崩額	10,494
特別損失	1,040,702
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	170,702
国庫納付金	650,000
当期純利益	28,354

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 平成25年度 予定貸借対照表
(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,927,448	債券	19,295,283
有価証券及び現金預け金	918,950	借入金	30,000
その他資産	12,496	その他負債	13,116
有形固定資産及び無形固定資産	5,127	地方公共団体健全化基金	924,132
		基本地方公共団体健全化基金	919,198
		組入地方公共団体健全化基金	4,934
		特別法上の準備金等	3,457,526
		金利変動準備金	1,320,000
		公庫債権金利変動準備金	2,072,216
		利差補てん積立金	65,310
		負債の部合計	23,720,058
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	78,404
		一般勘定積立金	78,404
		評価・換算差額等	△ 4,708
		管理勘定利益積立金	53,666
		純資産の部合計	143,963
資産の部合計	23,864,020	負債及び純資産の部合計	23,864,020

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

⑤収支に関する中期的な計画（平成25年度～平成27年度）

(単位：億円)

科 目	25年度計画	26年度計画	27年度計画
経常収益	4,610	4,470	4,430
経常費用	2,720	2,660	2,680
経常利益	1,890	1,820	1,740
特別損益	△1,600	△1,430	△1,270
当期純利益	280	390	470

(注) 1. 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。

2. 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成 25 年 9 月 30 日現在において当機構が判断したものであります。

(1) 信用リスクについて

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構全体の貸付残高は当中間事業年度末現在で 22 兆 7,575 億円となっておりますが、そのうち 0.4% 程度の 919 億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものであります。当機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっております。

また、機構貸付残高のうち、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する地方公共団体に対するものは全体の 0.1% 程度となっております。

②市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

(2) 市場リスクについて

①金利リスク

当機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行いますが、一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。当中間事業年度末の金利変動準備金は、一般勘定で 1 兆 3,200 億円、管理勘定で 1 兆 9,917 億円、両勘定合計で 3 兆 3,117 億円となっております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めております。機構が業務を開始し

て、まだ、5年しか経過しておらず、資産・負債とも、管理勘定に比して小規模ではありますが、平成25年9月30日現在のデュレーションギャップは1.04年であり、管理目標の範囲内となっております。

- ・公庫時代に貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べ大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり金利変動準備金として1兆9,917億円を積み立てております。また、平成20年10月以降、新たな貸付けを行わないことから期間の経過に伴い貸付資産・負債が縮小し、金利リスクは縮減していきます。なお、平成24年度から平成26年度までの3年間で、機構法附則第14条の規定に基づき、総額1兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものであります。これを行ったとしても金利リスクへの備えとしては引き続き十分な準備金を保有しており、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではありません。

(参考) 平成25年9月30日現在

一般勘定	・貸付デュレーション	9.26年	・債券(資金調達)デュレーション	8.22年	・デュレーションギャップ	1.04年(前年同期比+0.09年)
管理勘定	・貸付デュレーション	6.56年	・債券(資金調達)デュレーション	4.35年	・デュレーションギャップ	2.21年(前年同期比△0.28年)
機構全体	・貸付デュレーション	7.49年	・債券(資金調達)デュレーション	5.62年	・デュレーションギャップ	1.87年(前年同期比△0.27年)

また、当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。これに対しては、原則、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

当機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) オペレーショナルリスク

①事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

②システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しております。

③その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、

これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

(5) 災害等への対応

機構が地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合もしくは受けたとの情報を得た場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当機構の中間財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたっての会計基準は、「第5 経理の状況 (1)【中間財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 当中間事業年度の経営成績の分析

(当中間事業年度の損益状況)

經常収益は2,333億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益2,317億円であります。また、經常費用は1,349億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,301億円であります。この結果、經常利益は983億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰入れ及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額8,700億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額52億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額905億円及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付金6,500億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は131億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の23兆7,049億円、負債の部につきましては債券等の23兆5,774億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等1,274億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが5,630億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは1,461億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは6,500億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は1,861億円となりました。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当機構保有の舎宅(蛟龍荘)の引渡しが行われたため、土地及び建物の面積、帳簿価額に異動が生じております。なお、舎宅の引渡しに伴う異動状況は次のとおりであります。

		前事業年度末	当中間事業年度末	差引
土 地	面積 (㎡)	5,055	3,726	1,329
	帳簿価額 (百万円)	1,994	1,659	335
建 物	面積 (㎡)	5,715	4,489	1,226
	帳簿価額 (百万円)	769	735	34

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間事業年度末において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

当機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされております。また、同条第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされております。

当中間事業年度末の出資金については、次のとおりであります。

(平成25年9月30日現在)

	団体数	出資金額 (千円)
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	812	9,193,000
町村等	931	1,042,100
合 計	1,790	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされております。

2【役員の状況】

(1) 新任役員

(平成25年9月30日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	就任年月日
副理事長	—	三橋 昇	昭和27年 12月5日生	昭和50年4月 東京都入都 平成17年7月 東京都主税局総務部長 平成20年7月 東京都交通局次長 平成23年7月 東京都議会局長 平成24年7月 (財)東京都人材支援事業団理事長※平成25年度より(一財) 平成25年8月 地方公共団体金融機構副理事長	平成25年 8月1日

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）に準じて作成しております。

2. 監査証明について

当機構は、機構法第37条第1項の規定に基づき、当中間事業年度（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間事業年度末 平成 24 年 9 月 30 日		当中間事業年度末 平成 25 年 9 月 30 日		前事業年度末 平成 25 年 3 月 31 日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
貸付金	2	22,385,203	93.86	22,757,577	96.00	22,668,634	95.63
有価証券		871,904	3.66	744,945	3.14	598,994	2.53
現金預け金		574,973	2.41	186,158	0.79	419,267	1.77
その他資産		13,653	0.06	12,871	0.05	14,173	0.06
有形固定資産	1	2,547	0.01	2,581	0.01	2,964	0.01
無形固定資産		540	0.00	823	0.00	883	0.00
資産の部合計	3	23,848,822	100.00	23,704,957	100.00	23,704,919	100.00
(負債の部)							
債券		18,927,003	79.36	19,196,481	80.98	18,676,401	78.79
借入金		30,000	0.13	64,500	0.27	30,000	0.13
その他負債		13,484	0.06	12,849	0.05	15,121	0.06
賞与引当金		51	0.00	54	0.00	47	0.00
役員賞与引当金		7	0.00	7	0.00	5	0.00
退職給付引当金		165	0.00	145	0.00	141	0.00
役員退職慰労引当金		28	0.00	25	0.00	27	0.00
地方公共団体健全化基金		919,279	3.85	921,082	3.89	922,568	3.89
基本地方公共団体健全化基金		911,935	3.82	915,670	3.86	915,698	3.86
組入地方公共団体健全化基金		7,344	0.03	5,412	0.02	6,869	0.03
特別法上の準備金等	4	3,854,135	16.16	3,382,326	14.27	3,947,086	16.65
金利変動準備金		1,100,000	4.61	1,320,000	5.57	1,100,000	4.64
公庫債権金利変動準備金		2,672,708	11.21	1,991,732	8.40	2,771,200	11.69
利差補てん積立金		81,427	0.34	70,593	0.30	75,885	0.32
負債の部合計		23,744,156	99.56	23,577,473	99.46	23,591,399	99.52
(純資産の部)							
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		39,531	0.16	63,344	0.27	50,221	0.21
一般勘定積立金		29,393	0.12	50,221	0.21	50,221	0.21
一般勘定中間未処分利益		10,137	0.04	13,122	0.06	-	-
評価・換算差額等		△5,708	△0.02	△6,128	△0.03	△6,970	△0.03
管理勘定利益積立金		54,242	0.23	53,666	0.23	53,666	0.23
管理勘定利益積立金		53,666	0.23	53,666	0.23	53,666	0.23
管理勘定中間未処分利益		576	0.00	-	-	-	-
純資産の部合計		104,666	0.44	127,484	0.54	113,520	0.48
負債及び純資産の部合計		23,848,822	100.00	23,704,957	100.00	23,704,919	100.00

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日		当中間事業年度 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日		前事業年度 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		246,674	100.00	233,351	100.00	487,146	100.00
資金運用収益		245,714		231,786		485,675	
役務取引等収益		90		85		123	
その他経常収益		868		1,479		1,348	
地方公共団体健全化基金受入額		592		1,457		1,066	
その他の経常収益		276		22		281	
経常費用		136,669	55.40	134,989	57.85	274,076	56.26
資金調達費用		132,232		130,172		265,647	
役務取引等費用		134		141		280	
その他業務費用		2,939		3,332		5,519	
営業経費		1,362		1,342		2,629	
その他経常費用		-		0		-	
経常利益		110,005	44.60	98,362	42.15	213,070	43.74
特別利益		575,860	233.45	875,291	375.10	581,402	119.35
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	570,000		870,000		570,000	
利差補てん積立金取崩額		5,860		5,291		11,402	
特別損失		675,151	273.70	960,532	411.63	773,643	158.81
金利変動準備金繰入額		220,000		220,000		220,000	
公庫債権金利変動準備金繰入額		105,151		90,532		203,643	
国庫納付金	2	350,000		650,000		350,000	
中間純利益	1	10,714	4.34	13,122	5.62	20,828	4.28

③【中間純資産変動計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
出資者資本				
地方公共団体出資金				
当期首残高		16,602	16,602	16,602
当中間期変動額				
当中間期変動額合計		-	-	-
当中間期末残高		16,602	16,602	16,602
利益剰余金				
一般勘定積立金				
当期首残高		29,393	50,221	29,393
当中間期変動額				
中間純利益		-	-	20,828
当中間期変動額合計		-	-	20,828
当中間期末残高		29,393	50,221	50,221
一般勘定中間未処分利益				
当期首残高		-	-	-
当中間期変動額				
中間純利益		10,137	13,122	-
当中間期変動額合計		10,137	13,122	-
当中間期末残高		10,137	13,122	-
利益剰余金合計				
当期首残高		29,393	50,221	29,393
当中間期変動額				
中間純利益		10,137	13,122	20,828
当中間期変動額合計		10,137	13,122	20,828
当中間期末残高		39,531	63,344	50,221
出資者資本合計				
当期首残高		45,995	66,824	45,995
当中間期変動額				
中間純利益		10,137	13,122	20,828
当中間期変動額合計		10,137	13,122	20,828
当中間期末残高		56,133	79,946	66,824
評価・換算差額等				
繰延ヘッジ損益				
当期首残高		△5,964	△6,970	△5,964
当中間期変動額				
中間純利益		-	-	-
出資者資本以外の項目の				
当中間期変動額		255	841	△1,005
（純額）				
当中間期変動額合計		255	841	△1,005
当中間期末残高		△5,708	△6,128	△6,970

		前中間事業年度 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	当中間事業年度 自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	前事業年度 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
管理勘定利益積立金				
当期首残高		53,666	53,666	53,666
当中間期変動額				
中間純利益		-	-	-
当中間期変動額合計		-	-	-
当中間期末残高		53,666	53,666	53,666
管理勘定中間未処分利益				
当期首残高		-	-	-
当中間期変動額				
中間純利益		576	-	-
当中間期変動額合計		576	-	-
当中間期末残高		576	-	-
純資産合計				
当期首残高		93,696	113,520	93,696
当中間期変動額				
中間純利益		10,714	13,122	20,828
出資者資本以外の項目の 当中間期変動額 （純額）		255	841	△1,005
当中間期変動額合計		10,969	13,963	19,823
当中間期末残高		104,666	127,484	113,520

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日	自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日	自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
中間純利益		10,714	13,122	20,828
減価償却費		174	172	354
資金運用収益		△245,714	△231,786	△485,675
資金調達費用		132,232	130,172	265,647
賞与引当金の増加額 (△は減少額)		4	7	△0
役員賞与引当金の増加額 (△は減少額)		0	2	△1
退職給付引当金の増加額 (△は減少額)		18	3	△4
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少額)		4	△1	3
地方公共団体健全化基金の増加額 (△は減少額)		△592	△1,457	△1,066
金利変動準備金の増加額		220,000	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の増加額 (△は減少額)		△114,848	△129,467	△16,356
利差補てん積立金の減少額		△5,860	△5,291	△11,402
貸付金の純増(△)減		2,207	△88,942	△281,223
債券の純増減(△)		748,309	518,260	495,783
借入金の純増減 (△)		-	34,500	-
資金運用による収入		246,894	233,338	486,149
資金調達による支出		△132,350	△130,105	△262,457
その他		505	521	△981
営業活動によるキャッシュ・フロー		861,701	563,047	429,597
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の償還による収入		2,470,000	1,896,000	5,027,000
有価証券の取得による支出		△2,578,871	△2,041,933	△4,862,748
有形固定資産の取得による支出		△14	△29	△450
無形固定資産の取得による支出		△91	△500	△145
有形固定資産の売却による収入		-	335	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		△108,977	△146,128	163,656
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
国庫納付による支出		△350,000	△650,000	△350,000
公営競技納付金収入		-	-	3,763
公営競技納付金還付支出		-	△28	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		△350,000	△650,028	△346,236
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-	-
V 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)		402,723	△233,109	247,017
VI 現金及び現金同等物の期首残高		172,250	419,267	172,250
VII 現金及び現金同等物の期末残高		574,973	186,158	419,267

重要な会計方針

項目	前中間事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～41年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 23年～47年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～47年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、

項目	前中間事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	<p>当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金 b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付し</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金 b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金 b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
	<p>ております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左	(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
8. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理	<p>「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>	同左	<p>法第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p>	同左	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
11. 利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左	同左

項目	前中間事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月 30日)	当中間事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月 30日)	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月 31日)
12. 管理勘定利益積立金の会計処理	_____	_____	管理勘定において生じた利益については、法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第 2 項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

未適用の会計基準等

項目	前中間事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
<p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日) 及び 「退職給付に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第 25 号 平成 24 年 5 月 17 日)</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>1. 概要 財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。</p> <p>2. 適用予定日 平成 25 年 4 月 1 日以降開始する事業年度の期末から適用を予定しております。</p> <p>3. 当該会計基準等の適用による影響額 当該会計基準等の適用が財務諸表に与える影響につきましては、現在評価中であります。</p>

追加情報

項目	前中間事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
国庫納付について	_____	_____	平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度において、総額 1 兆円を目途として、法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成 25 年度においては「平成 25 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成 25 年総務省・財務省令第 1 号）に基づき、同準備金 6,500 億円を取り崩し、同額を国庫に納付することとなっております（平成 24 年度は 3,500 億円）。
厚生年金基金の代行部分返上について	_____	<p>当機構は、厚生年金基金の代行部分について、平成 25 年 4 月 1 日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。</p> <p>厚生年金基金の代行部分返上に関し、当中間事業年度末日において測定された返還相当額（最低責任準備金）は厚生年金基金全体で 55,980 百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当中間事業年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号）第 44-2 項を適用した場合に生じる損益への影響はありません。</p>	_____

注記事項等

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間事業年度末 (平成24年9月30日)	当中間事業年度末 (平成25年9月30日)	前事業年度末 (平成25年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	214 百万円	261 百万円	249 百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	同左	同左
3. 担保提供資産	(1) 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券	(1) 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券	(1) 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券

項目	前中間事業年度末 (平成24年9月30日)	当中間事業年度末 (平成25年9月30日)	前事業年度末 (平成25年3月31日)
	等18,927,003百万円の一般担保に供しております。 (2) デリバティブ取引の担保として、有価証券37,455百万円を差し入れております。	等19,196,481百万円の一般担保に供しております。 (2) デリバティブ取引の担保として、有価証券1,479百万円を差し入れております。	等18,676,401百万円の一般担保に供しております。 (2) デリバティブ取引の担保として、有価証券9,238百万円を差し入れております。
4. 特別法上の準備金等	(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に準ずるものであります。 (2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものであります。 (3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。	(1) 金利変動準備金 同左 (2) 公庫債権金利変動準備金 同左 (3) 利差補てん積立金 同左	(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づくものであります。 (2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。 (3) 利差補てん積立金 同左

(中間損益計算書関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1. 当期(中間)純利益の勘定別内訳	一般勘定 10,137百万円 管理勘定 576百万円	一般勘定 13,122百万円 管理勘定 一百万円	一般勘定 20,828百万円 管理勘定 一百万円
2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について	平成24年度から平成26年度までの3年間で、総額1兆円を目途として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成24年度においては「平成24年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成24年総務省・財務省令第2号)に基づき、同準備金350,000百万円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。	平成24年度から平成26年度までの3年間で、総額1兆円を目途として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成25年度においては「平成25年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成25年総務省・財務省令第1号)に基づき、同準備金650,000百万円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。 この結果、平成24年度からの国庫納付総額は、昨年度における3,500億円とあわせて1兆円となりました。	平成24年度から平成26年度までの3年間で、総額1兆円を目途として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成24年度においては「平成24年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成24年総務省・財務省令第2号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、同準備金350,000百万円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。

(金融商品関係)

I 前中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の

早期是正措置が講じられていること。

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行いますが、一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20% 以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で、法附則第 14 条の規定に基づき、総額 1 兆円を目途

として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るバイブラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってバイブラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び借入金については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が10年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、平成21年度から平成25年度までの間、アウトライヤー比率がおおむね20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び借入金の評価にあたっては、平成24年9月30日現在の国債レートをを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成24年9月30日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

平成24年9月30日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、

200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

○ アウトライヤー比率 () 内は前年同期比

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 借入金 (d)	
一般勘定	15.6% (+0.7%)	△323,057 (△50,438)	△1,129,645 (△284,618)	806,588 (+234,179)	2,069,703 (+241,597)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成24年9月30日現在の金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は57,971百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は58,815百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,385,203	23,989,467	1,604,264
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	871,904	871,864	△40
(3) 現金預け金	574,973	574,973	-
資産計	23,832,081	25,436,305	1,604,223
(1) 債券	18,927,003	19,756,893	829,889
(2) 借入金	30,000	30,577	577
負債計	18,957,003	19,787,470	830,467
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されているもの	147	147	-
デリバティブ取引計	147	147	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成24年9月30日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借 対照表計上額を 越えないもの	国庫短期証券	479,904	479,864	△40
	譲渡性預金	392,000	392,000	-
	小計	871,904	871,864	△40
合計		871,904	871,864	△40

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 借入金	258,500	258,500	147	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	666,389	666,389	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	55,000	-	※2	
合計			1,074,889	1,019,889	147	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,532,757	1,562,436	1,569,058	1,540,729	1,478,193	6,419,136	6,930,374	1,352,515
有価証券								
満期保有目的のもの	872,000	-	-	-	-	-	-	-
預け金	574,973	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,456,560	2,358,110	1,711,350	1,566,250	1,652,536	7,341,833	1,636,535	220,000
借入金	-	-	-	-	-	30,000	-	-

II 当中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達に10年債の発行が主体であるのに対して、貸付は最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付と資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的なリスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年

の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成25年度から平成29年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めております。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成24年度から平成26年度までの3年間で、法附則第14条の規定に基づき、総額1兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものであります。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。これに対しては、原則、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

なお、平成24年度までは管理目標として使用していたアウトライヤー比率については、①金利変動準備金等を貸付に充当しているため、貸付額に見合う債券発行を必要としないこと、②長期固定の貸付を行うという機構の業務の性格上、貸付・債券双方ともデュレーションが長い上、そのギャップが大きいこと、といった制度設計上の理由により、高水準で推移するという特殊性が明らかになったことから、平成25

年度より管理目標には使用しないこととしております。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、平成 24 年度までは管理目標として使用し、平成 25 年度からは定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 25 年 9 月 30 日現在、以下のとおりであります。

○ アウトライヤー比率 () 内は前年同期比

(単位:百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び借入金 (d)	
一般勘定	18.1% (+2.5%)	△418,218 (△95,161)	△1,413,412 (△283,766)	995,193 (+188,605)	2,314,900 (+245,197)

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び借入金の評価にあたっては、平成 25 年 9 月 30 日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 25 年 9 月 30 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 25 年 9 月 30 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の

時価は 47,311 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 48,026 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間期の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,757,577	24,294,659	1,537,082
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	744,945	744,918	△27
(3) 現金預け金	186,158	186,158	—
資産計	23,688,681	25,225,735	1,537,054
(1) 債券	19,196,481	19,956,439	759,958
(2) 借入金	64,500	65,131	631
負債計	19,260,981	20,021,570	760,589
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されているもの	485	485	—
デリバティブ取引計	485	485	—

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成25年9月30日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国庫短期証券	419,945	419,918	△27
	譲渡性預金	325,000	325,000	—
	小計	744,945	744,918	△27
	合計	744,945	744,918	△27

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 借入金	74,863	74,863	485	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	985,392	985,392	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	95,000	—	※2	
合計			1,250,225	1,155,255	485	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,547,898	1,595,085	1,609,039	1,562,797	1,503,559	6,596,035	6,927,256	1,415,905
有価証券								
満期保有目的のもの	745,000	—	—	—	—	—	—	—
預け金	186,158	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,358,110	1,731,876	1,608,250	1,872,536	1,725,554	7,873,926	1,821,865	220,000
借入金	—	—	—	—	—	64,500	—	—

III 前事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的なリスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生していません。

・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要

な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね20%以

下、(2) デュレーションギャップをおおむね2年以下とする中期の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めております。

- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成24年度から平成26年度までの3年間で、法附則第14条の規定に基づき、総額1兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものであります。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び借入金については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が10年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、アウトライヤー比率がおおむね20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

- ・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

- ・指標となる金利について

貸付金、債券及び借入金の評価にあたっては、平成25年3月31日現在の国債レートをを用いております。

- ・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成25年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇ある

いは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

平成 25 年 3 月 31 日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

○ アウトライヤー比率 () 内は前年度比

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 借入金 (d)	
一般勘定	20.3% (+2.8%)	△422,786 (△100,794)	△1,325,953 (△327,039)	903,166 (+226,244)	2,082,422 (+242,521)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 25 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 55,502 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 56,639 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,668,634	24,537,510	1,868,876
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	598,994	598,995	0
(3) 現金預け金	419,267	419,267	-
資産計	23,686,896	25,555,773	1,868,877
(1) 債券	18,676,401	19,632,909	956,508
(2) 借入金	30,000	30,860	860
負債計	18,706,401	19,663,770	957,369
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	240	240	-
デリバティブ取引計	240	240	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成 25 年 3 月 31 日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国庫短期証券	44,994	44,995	0
	小計	44,994	44,995	0
時価が貸借対照 表計上額を越え ないもの	譲渡性預金	554,000	554,000	-
	小計	554,000	554,000	-
合計		598,994	598,995	0

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 借入金	40,000	40,000	240	取引先金融機関か ら提示された価格 によっている。
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	774,751	774,751	※2	
為替予約等の振 当処理	為替予約	外貨預金	120,000	-	※2	
合計			1,029,751	909,751	240	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
貸付金	1,584,836	1,567,116	1,589,729	1,547,561	1,477,282	6,486,636	6,953,013	1,462,458
有価証券								
満期保有目的のもの	599,000	-	-	-	-	-	-	-
預け金	419,267	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
債券	2,164,070	1,931,670	1,680,970	1,780,228	1,626,489	7,572,183	1,718,450	217,000
借入金	-	-	-	-	-	30,000	-	-

(有価証券関係)

I 前中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成24年9月30日現在）

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	479,904	479,864	△40	-	△40
譲渡性預金	392,000	392,000	-	-	-
合計	871,904	871,864	△40	-	△40

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当中間事業年度末における市場価格に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

II 当中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成25年9月30日現在）

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	419,945	419,918	△27	-	△27
譲渡性預金	325,000	325,000	-	-	-
合計	744,945	744,918	△27	-	△27

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当中間事業年度末における市場価格に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

III 前事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成25年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	44,994	44,995	0	0	-
譲渡性預金	554,000	554,000	-	-	-
合計	598,994	598,995	0	0	-

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
取引の状況に関する事項	<p>1. 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金 b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金 b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金 b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
	<p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利息の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利息の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リ</p>	<p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p>	<p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利息の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
	<p>スクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

(勘定別情報関係)

I 前中間事業年度

勘定別情報(中間貸借対照表関係)
(平成24年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	6,141,060	16,244,143		22,385,203
有価証券	871,904			871,904
現金預け金	574,973			574,973
その他資産	3,149	10,503		13,653
有形固定資産	2,547			2,547
無形固定資産	540			540
一般勘定貸		1,052,816	△ 1,052,816	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	292,831		△ 292,831	
資産の部合計	7,887,007	17,307,463	△ 1,345,648	23,848,822
負債の部				
債券	4,732,218	14,194,785		18,927,003
借入金	30,000			30,000
その他負債	2,016	11,468		13,484
賞与引当金	51			51
役員賞与引当金	7			7
退職給付引当金	165			165
役員退職慰労引当金	28			28
地方公共団体健全化基金	919,279			919,279
基本地方公共団体健全化基金	911,935			911,935
組入地方公共団体健全化基金	7,344			7,344
管理勘定借	1,052,816		△ 1,052,816	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		292,831	△ 292,831	
特別法上の準備金等	1,100,000	2,754,135		3,854,135
金利変動準備金	1,100,000			1,100,000
公庫債権金利変動準備金		2,672,708		2,672,708
利差補てん積立金		81,427		81,427
負債の部合計	7,836,583	17,253,221	△ 1,345,648	23,744,156
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	39,531			39,531
一般勘定積立金	29,393			29,393
一般勘定中間未処分利益	10,137			10,137
評価・換算差額等	△ 5,708			△ 5,708
管理勘定利益積立金		54,242		54,242
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
管理勘定中間未処分利益		576		576
純資産の部合計	50,424	54,242		104,666
負債及び純資産の部合計	7,887,007	17,307,463	△ 1,345,648	23,848,822

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務(公庫債権管理業務)を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理(一般勘定)と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益、管理勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（中間損益計算書関係）
（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	48,907	208,905	△ 11,138	246,674
資金運用収益	43,771	201,943		245,714
役務取引等収益	90			90
その他経常収益	868	0		868
地方公共団体健全化基金受入額	592			592
その他の経常収益	276	0		276
管理勘定事務受託費	450		△ 450	
地方公共団体健全化基金受取利息	3,726		△ 3,726	
一般勘定貸受取利息		159	△ 159	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		6,802	△ 6,802	
経常費用	38,769	109,037	△ 11,138	136,669
資金調達費用	28,865	103,367		132,232
役務取引等費用	28	106		134
その他業務費用	1,622	1,317		2,939
営業経費	1,291	71		1,362
管理勘定借支払利息	159		△ 159	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	6,802		△ 6,802	
一般勘定事務委託費		450	△ 450	
地方公共団体健全化基金支払利息		3,726	△ 3,726	
経常利益	10,137	99,867		110,005
特別利益	220,000	575,860	△ 220,000	575,860
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		570,000		570,000
利差補てん積立金取崩額		5,860		5,860
特別損失	220,000	675,151	△ 220,000	675,151
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		105,151		105,151
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
国庫納付金		350,000		350,000
中間純利益	10,137	576		10,714

II 当中間事業年度

勘定別情報（中間貸借対照表関係）
（平成 25 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	8,139,991	14,617,585		22,757,577
有価証券	744,945			744,945
現金預け金	186,158			186,158
その他資産	3,681	9,190		12,871
有形固定資産	2,581			2,581
無形固定資産	823			823
一般勘定貸		678,812	△ 678,812	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	242,831		△ 242,831	
資産の部合計	9,321,013	15,305,587	△ 921,643	23,704,957
負債の部				
債券	6,260,613	12,935,867		19,196,481
借入金	64,500			64,500
その他負債	1,953	10,896		12,849
賞与引当金	54			54
役員賞与引当金	7			7
退職給付引当金	145			145
役員退職慰労引当金	25			25
地方公共団体健全化基金	921,082			921,082
基本地方公共団体健全化基金	915,670			915,670
組入地方公共団体健全化基金	5,412			5,412
管理勘定借	678,812		△ 678,812	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		242,831	△ 242,831	
特別法上の準備金等	1,320,000	2,062,326		3,382,326
金利変動準備金	1,320,000			1,320,000
公庫債権金利変動準備金		1,991,732		1,991,732
利差補てん積立金		70,593		70,593
負債の部合計	9,247,195	15,251,921	△ 921,643	23,577,473
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	63,344			63,344
一般勘定積立金	50,221			50,221
一般勘定中間未処分利益	13,122			13,122
評価・換算差額等	△ 6,128			△ 6,128
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	73,817	53,666		127,484
負債及び純資産の部合計	9,321,013	15,305,587	△ 921,643	23,704,957

（注） 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益、管理勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（中間損益計算書関係）
（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	57,423	185,829	△ 9,900	233,351
資金運用収益	52,282	179,503		231,786
役務取引等収益	85			85
その他経常収益	1,479			1,479
地方公共団体健全化基金受入額	1,457			1,457
その他の経常収益	22			22
管理勘定事務受託費	546		△ 546	
地方公共団体健全化基金受取利息	3,028		△ 3,028	
一般勘定貸受取利息		165	△ 165	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		6,159	△ 6,159	
経常費用	44,301	100,588	△ 9,900	134,989
資金調達費用	35,129	95,042		130,172
役務取引等費用	37	103		141
その他業務費用	1,559	1,773		3,332
営業経費	1,248	93		1,342
その他経常経費	0			0
管理勘定借支払利息	165		△ 165	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	6,159		△ 6,159	
一般勘定事務委託費		546	△ 546	
地方公共団体健全化基金支払利息		3,028	△ 3,028	
経常利益	13,122	85,240		98,362
特別利益	220,000	875,291	△ 220,000	875,291
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		870,000		870,000
利差補てん積立金取崩額		5,291		5,291
特別損失	220,000	960,532	△ 220,000	960,532
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		90,532		90,532
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
国庫納付金		650,000		650,000
中間純利益	13,122			13,122

Ⅲ 前事業年度

勘定別情報（貸借対照表関係）
（平成 25 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
資産の部				
貸付金	7,175,673	15,492,961		22,668,634
有価証券	598,994			598,994
現金預け金	419,267			419,267
その他資産	3,251	10,922		14,173
有形固定資産	2,964			2,964
無形固定資産	883			883
一般勘定貸		939,648	△ 939,648	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	242,831		△ 242,831	
資産の部合計	8,443,866	16,443,532	△ 1,182,479	23,704,919
負債の部				
債券	5,389,185	13,287,215		18,676,401
借入金	30,000			30,000
その他負債	2,388	12,732		15,121
賞与引当金	47			47
役員賞与引当金	5			5
退職給付引当金	141			141
役員退職慰労引当金	27			27
地方公共団体健全化基金	922,568			922,568
基本地方公共団体健全化基金	915,698			915,698
組入地方公共団体健全化基金	6,869			6,869
管理勘定借	939,648		△ 939,648	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		242,831	△ 242,831	
特別法上の準備金等	1,100,000	2,847,086		3,947,086
金利変動準備金	1,100,000			1,100,000
公庫債権金利変動準備金		2,771,200		2,771,200
利差補てん積立金		75,885		75,885
負債の部合計	8,384,012	16,389,866	△ 1,182,479	23,591,399
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	50,221			50,221
一般勘定積立金	50,221			50,221
評価・換算差額等	△ 6,970			△ 6,970
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	59,853	53,666		113,520
負債及び純資産の部合計	8,443,866	16,443,532	△ 1,182,479	23,704,919

（注） 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第 39 条第 1 項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第 13 条第 8 項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（損益計算書関係）
（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
経常収益	101,284	408,131	△ 22,268	487,146
資金運用収益	91,436	394,238		485,675
役務取引等収益	123			123
その他経常収益	1,348	0		1,348
地方公共団体健全化基金受入額	1,066			1,066
その他の経常収益	281	0		281
管理勘定事務受託費	965		△ 965	
地方公共団体健全化基金受取利息	7,410		△ 7,410	
一般勘定貸受取利息		622	△ 622	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		13,270	△ 13,270	
経常費用	80,455	215,889	△ 22,268	274,076
資金調達費用	61,098	204,548		265,647
役務取引等費用	61	219		280
その他業務費用	2,914	2,604		5,519
営業経費	2,488	141		2,629
管理勘定借支払利息	622		△ 622	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	13,270		△ 13,270	
一般勘定事務委託費		965	△ 965	
地方公共団体健全化基金支払利息		7,410	△ 7,410	
経常利益	20,828	192,241		213,070
特別利益	220,000	581,402	△ 220,000	581,402
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		570,000		570,000
利差補てん積立金取崩額		11,402		11,402
特別損失	220,000	773,643	△ 220,000	773,643
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		203,643		203,643
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
国庫納付金		350,000		350,000
当期純利益	20,828			20,828

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当中間事業年度末（平成 25 年 9 月 30 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

現金預け金	銀行への預け金 186,158 百万円その他であります。
その他資産	未収収益 12,268 百万円（貸付金利息 12,104 百万円その他）、その他の資産 602 百万円（差入保証金 111 百万円その他）であります。

②負債の部

その他負債	未払費用 12,691 百万円（債券利息 12,636 百万円その他）、その他の負債 149 百万円（未払金 123 百万円、リース債務 7 百万円その他）その他であります。
-------	---

(3) 【その他】

該当ありません。

第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の中間監査報告書

平成 25 年 11 月 20 日

地方公共団体金融機構
理事長 渡邊雄司 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡村俊克	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋澤克彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深田豊大	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山修一郎	印

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第 37 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 6 期事業年度の中間会計期間（平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含ま

れる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、機構の平成 25 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。

2. 第 5【経理の状況】に掲げられている財務諸表は、独立監査人の監査を受けた財務諸表について、当機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものであります。